

# のみ応援特典券(第2弾)取扱店募集要項

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内の施設・店舗での消費喚起策として、市民による買物や飲食、サービス利用等の消費回復を促す「のみ応援特典券」第2弾を配布します。

本事業は、令和2年度9月補正予算の成立が前提となります。

## 2 事業概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 発行元     | 能美市  |
| (2) 名称      | のみ応援特典券（以下、「特典券」という。）                                    |
| (3) 特典券の内容  | 利用額（税込み）の5割を割引<br>（ <u>上限1,000円1枚と上限2,000円2枚、合計3枚。</u> ） |
| (4) 特典券配布方法 | 広報のみ10月号に特典券を印刷し配布                                       |
| (5) 特典券利用期間 | <u>令和2年10月1日（木）～12月31日（木）</u>                            |

## 3 特典券の取扱いについて

### (1) 特典券利用の流れ

- ① 特典券に利用者住所・氏名・連絡先の記載があるものを受付してください。
- ② 利用額（税込み）の5割を割引し、会計してください。  
（一回の会計で1枚利用できます。）  
（割引は上限1,000円と上限2,000円の2種類があります。  
割引額間違いを防止するため、券種ごとに区別できる仕様にします。）
- ③ 特典券にレシート又は領収書の写しを貼り、取扱店記入欄に利用額、割引額（能美市負担額）、お客様支払額（すべて税込み）及び取扱店名、連絡先（ゴム印可）を記載してください。

### (2) 注意事項

- ① 特典券は、物品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能です。
- ② 特典券の利用に伴い、次の2点を取扱店からの実績報告及び請求により市が負担します。  
・利用額の5割分（税込み、1円未満の端数切上げ、上限額あり。）  
・特典券1枚につき100円の取扱手数料
- ③ 特典券を現金に換金することはできません。
- ④ 利用期間を過ぎた特典券は無効となります。（利用期限を過ぎた特典券に対する請求は補助対象外となりますのでご注意ください。）
- ⑤ 特典券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負いません。

### (3) 利用対象とならないもの

- ① 国や地方公共団体等への支払（税金、公共料金等）  
※能美市の指定ごみ袋（青・水色・緑色）の購入には使えません。
- ② 商品券、ビール券、印紙やプリペイドカード等の換金性の高いもの及びタバコ

(電子タバコを含む) の購入

- ③ 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場等の不動産にかかる支払
- ④ 事業上の取引 (商品の仕入れ等)
- ⑤ 医療機関等における診察料等 (処方箋による薬剤代を含む)
- ⑥ 株式、先物、宝くじ等の金融商品
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第5項に規定する営業への支払い
- ⑧ 特定の宗教、政治団体、反社会的勢力と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他、本要項に定めのないものについては発行元に確認し、指示に従うこと。

#### 4 取扱店の条件について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている次に掲げる事業者が運営する市内施設・店舗に限り特典券を利用できる取扱店とします。

- ・石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金又は能美市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の交付を受けた事業者
- ・令和2年1月～8月のうちいずれかひと月の売上げが前年同月比で30%以上減少した事業所等を運営する事業者
- ・のみ応援特典券 (第1弾) の取扱店となった事業者

対象となる施設・店舗は、本要項4ページの「9 業種詳細」を確認ください。

売上減少率の算定については、国の持続化給付金の算定方法に準じます。

ただし、次の(1)～(5)に該当する事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教、政治団体、反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前記 **3 特典券の取扱いについて** (3)「利用対象とならないもの」に記載の取引先又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (5) のみ応援特典券取扱店登録申込書及び添付書類で、上記に掲げる特典券を利用できる施設・店舗であることが確認できない事業者

#### 5 取扱店の責務について

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、市が提供する店頭表示物 (後日、発送予定) を市民が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 取扱店は、特典券を持参した市民に対し、特典券の利用期間 (令和2年10月1日～12月31日) 内に限り、一会計につき一枚の特典券を受け取り、物品の販売、もしくは、役務の提供を行うこと。
- (3) 特典券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造され

た特典券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに能美市産業交流部商工課まで報告すること。

- (4) 特典券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、所定の欄に必要事項を記入し、既に記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（仕入れ等の支払）に使用しないこと。
- (6) 受け取った特典券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については、取扱店の責務とする。
- (7) 特典券に関して、返品など取扱店との取引に関する苦情等が生じたときは、取扱店が責任を持ち対応すること。

## 6 特典券による割引額及び取扱手数料の請求

### (1) 請求方法

取扱店は、(2) に定める請求期間内に、(3) で指定する提出場所へ専用の①実績報告書、②請求書、③使用済み特典券（レシート等を貼付したもの）、④振込先口座情報がわかる通帳等の写し（初回請求時のみ）を持参し手続を行うこととします。

### (2) 請求期間

令和2年10月1日（木）から令和3年1月20日（水）

特典券取りまとめ団体の営業日のみとし、請求期間を過ぎた請求には一切応じません。

### (3) 提出場所（特典券取りまとめ団体）

- ・のみ商業協同組合

〒923-1121 能美市寺井町ヨ47番地 寺井地区公民館1階  
平日9:00～15:00（土・日・祝休み）

☎0761-58-6330

- ・石川県陶磁器商工業協同組合

〒923-1111 能美市泉台町南13番地 石川県九谷会館  
平日9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝休み）

☎0761-58-6656

### (4) 入金スケジュール

請求書等受領後、内容確認のうえ、市から指定口座に振り込みます。

振込時期は、実績報告書等受領後、3週間程度を予定しています。

### (5) 留意事項

取扱手数料は課税対象となります。

## 7 取扱店登録の申込みについて

### (1) 申込方法

募集要項の内容に同意のうえ、「能美市市内施設・店舗応援事業取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、能美市産業交流部商工課へ郵送、FAX又は持参で提出してください。なお、申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。

### (2) 申込期間

令和2年9月1日（火）～令和2年9月25日（金）（消印有効）

- ① **9月14日（月）まで**に取扱店登録が完了した施設・店舗名  
→ 9月末に広報のみ10月号と一緒に配布する「取扱店一覧チラシ」に掲載します。
- ② **9月25日（金）まで**に取扱店登録が完了した施設・店舗名  
→ 市ホームページで紹介するほか、10月末以降に配布する「取扱店一覧チラシ（最新版）」に掲載する予定です。
- ③ 9月25日（金）以降に取扱店登録が完了した施設・店舗名  
→ 市ホームページで紹介します。
- ④ 市内に複数事業所をお持ちの場合は、施設・店舗ごとにお申し込みください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、説明会は開催しません。  
ご不明な点は、能美市産業交流部商工課にお問い合わせください。
- ⑥ お申し込みいただき取扱店登録を承認した事業者の方には、特典券利用開始日（令和2年10月1日）までに取扱店登録承認通知書と取扱店の店頭表示物、特典券利用額の5割分及び取扱手数料の請求に必要な様式等をお送りします。

## 8 その他

この募集要項に違反する行為が認められた場合、請求の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。

## 9 業種詳細

スーパーマーケット	衣料品店	居酒屋
和菓子・洋菓子屋	雑貨屋	ネイルサロン
食料品売場	文房具店	エステサロン
コンビニエンスストア	本屋	理美容
酒屋	自転車屋	銭湯
ペットショップ	自動車販売店	旅行代理店
ペット美容室	家電販売店	葬儀場
時計・貴金属販売	園芸用品店	クリーニング店
古物商	鍵屋	結婚式場
おもちゃ屋	家具屋	スポーツクラブ
スポーツ用品店	花屋	ヨガスタジオ
土産物店	たばこ屋	遊園地
写真屋・フォトスタジオ	ブライダルショップ	学習塾、そろばん教室
美術品販売	ホテル	英会話教室、音楽教室、バレエ教室等
薬局、化粧品店	旅館	記念館
ホームセンター	飲食店	鍼灸・マッサージ
ガソリンスタンド	料理店	接骨院
靴屋	喫茶店	整体院・柔道整復

## 10 問合せ先

能美市産業交流部商工課 〒923-1198 能美市寺井町た35番地  
☎0761-58-2254 FAX0761-58-2266